

長野県看護大学リポジトリ運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、長野県看護大学（以下「本学」という。）において運営する長野県看護大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「リポジトリ」とは、本学における研究・教育・地域貢献活動の成果（以下「成果物」という。）を電子的手段により蓄積・保存し、無償で学内外に発信・提供するためのシステムをいう。

(委員会)

第3条 リポジトリの管理・運営に関して必要な事項は、図書委員会で審議するものとする。

(管理・運営)

第4条 リポジトリの管理・運営は、長野県看護大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）が行うものとする。

(登録者)

第5条 リポジトリに成果物を登録する者（以下「登録者」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 本学の教員、大学院生、又はそれに準じる者
- (2) 過去に前号の状態にあった者
- (3) 本学刊行物の著者
- (4) その他、附属図書館長が特に認めた者

(登録対象となる成果物)

第6条 リポジトリに登録する成果物は以下の各号に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 登録者が本学在籍中かそれに準じる状態で作成又は活動に関与した成果物であること
 - (2) 法令や社会通念に反していないこと
 - (3) 盗用、剽窃、捏造等の問題がないこと
 - (4) 情報漏洩、コンピュータウイルス等の情報セキュリティ上の問題がないこと
 - (5) 公開により、関係する機関や個人に損害を生じるおそれがないこと
- 2 登録対象となる成果物は次のとおりとする。
- (1) 著書
 - (2) 学術論文
 - (3) 学位論文又はその要旨
 - (4) 調査、研究、活動等の報告書
 - (5) 学会、会議等で発表した資料
 - (6) 授業で使用した教材
 - (7) 本学刊行物

- (8) 新聞、雑誌等に執筆した記事
- (9) その他、付属図書館長が特に認めたもの

(登録手続きと許諾)

第7条 成果物の登録を希望する者は、別に定める登録許諾書を付属図書館長に提出するものとする。

2 成果物の登録者は、付属図書館がリポジトリにおいて行う次の各号に掲げる行為について無償で許諾を与えるものとし、著作権が複数の者に帰属している場合は、あらかじめ登録者がすべての著作権者に許諾を得るものとする。

- (1) 成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納すること
- (2) 電子的ネットワークを通じて、前号の複製物を不特定多数に無償で公開すること
- (3) 保存および利用可能性維持のための複製または媒体変換を行うこと

(登録・公開・利用)

第8条 付属図書館は、登録者から提供された成果物について、第6条の要件を満たすことを確認した上でリポジトリへの登録・公開を行う。

2 提供された成果物の登録・公開に際し、付属図書館は次の各号に掲げる条件を遵守する。

- (1) 成果物の利用方法は、前条第2項に掲げた方法に限る。
- (2) 公開された成果物を利用しようとする者に対し、著作権を遵守するよう周知する。

(著作権)

第9条 成果物がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(登録の削除)

第10条 登録された成果物の削除は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 登録者が理由を付して削除の申し出を行い、付属図書館長が認めた場合
- (2) 第6条に関する違反や、内容が著しく不適切である等の理由により、付属図書館長が削除を決定した場合

(免責事項)

第11条 本学は、リポジトリでの成果物の登録・公開あるいは利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めのない事項については必要に応じて別途協議する。

附則

この要項は、平成24年10月16日から施行する。